

富田林市個別施設計画 休日診療所

【計画期間】令和8(2026)年度⇒令和12(2030)年度
令和7年度策定 第2期

所管部署 健康推進部 健康づくり推進課

■1 施設概要

所在地	大阪府富田林市向陽台一丁目3-38			
施設名	休日診療所			
大分類	医療系			
中分類	医療施設			
小分類	診療所			
財産関係	土地	市所有	建物	市所有

敷地面積	—
建築面積	431.23㎡
延床面積	700.95㎡
劣化度	12.56
避難所指定	なし
制限事項	



(注記) 劣化度は令和5年調査による。
敷地は保健センター敷地を使用しています。

■2 建物設置状況

No	建物名称	建築年度		築年数	延床面積	構造	階数 (地上)(地下)		耐震性	劣化度	備考
		西暦	和暦								
1	診療所	2012	H24	13年	700.95㎡	RC	2	0	新耐震	12.56	富田林医師会貸付分を含む (403.48㎡)
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(注記) 劣化度は令和5年調査による。

■3 利用運営状況

主な利用者・団体	市民等											
年間運営日数	72日			定休日	月曜日から土曜日		運営時間	9時から16時				
職員数	<input checked="" type="checkbox"/>	直営										
	<input type="checkbox"/>	指定管理										
施設利用状況 (令和6年度)	室名				受診者人数			室名	可能コマ数	利用コマ数	利用人数	利用率
	休日診療(内科・歯科)				3,296							

■4 公共施設再配置計画における方針

設置目的	休日において市民に応急的な医療を提供する。		
機能方針	維持	建物方針	維持
具体的取組	効率的運用の検討		
主な課題			

■5 施設機能計画について

機能方針に伴う行動方針	
令和7年3月に改訂した「公共施設再配置計画(前期)」における機能方針としては、維持としていることから、「総合ビジョンおよび総合基本計画」にて掲げている「医療体制の充実」を引き続き図るため、初期医療、応急的な医療サービス等の機能を維持しつつ、より効率的運用を図ります。	
行動方針に伴う行動計画	
上記方針に基づき、計画期間内に機能面について、以下のとおり検討を進めます。 ・休日における応急的な医療サービスの提供など、本市における初期救急医療体制を確保するため、医師会・歯科医師会の協力のもと、引き続き休日診療事業を実施します。	
利用者等の意向把握	
機能が初期救急医療に特化されている施設であることから、利用者等の意向については、医師会・歯科医師会と協議の上検討します。	
課題及び考慮する点	
備考	

富田林市個別施設計画 新堂診療所

【計画期間】令和8(2026)年度⇒令和12(2030)年度
令和7年度策定 第2期

所管部署

健康推進部

健康づくり推進課

■1 施設概要

所在地	大阪府富田林市若松町一丁目19-10			
施設名	新堂診療所			
大分類	医療系			
中分類	医療施設			
小分類	診療所			
財産関係	土地	市所有	建物	市所有

敷地面積	1,131.25㎡
建築面積	669.67㎡
延床面積	1,210.38㎡
劣化度	38.04
避難所指定	なし
制限事項	



(注記) 劣化度は令和5年調査による。

■2 建物設置状況

No	建物名称	建築年度		築年数	延床面積	構造	階数 (地上)(地下)		耐震性	劣化度	備考
		西暦	和暦								
1	診療所	1990	H2	35年	1,210.38㎡	RC	2	0	新耐震	38.04	増築棟含む
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(注記) 劣化度は令和5年調査による。

■3 利用運営状況

主な利用者・団体	(貸付先)医療法人同愛会										
年間運営日数					定休日						
職員数	<input type="checkbox"/>	直営									
	<input checked="" type="checkbox"/>	貸付		医療法人同愛会							
施設利用状況 (令和6年度)	室名	可能コマ数	利用コマ数	利用人数	利用率	室名	可能コマ数	利用コマ数	利用人数	利用率	

■4 公共施設再配置計画における方針

設置目的			
機能方針	維持	建物方針	維持
具体的取組	民間事業者への譲渡等の検討		
主な課題			

■5 施設機能計画について

機能方針に伴う行動方針	
<p>令和7年3月に改定した「公共施設再配置計画(前期)」における機能方針としては、維持としていることから、今後も医療法人に貸付を行い、医療施設としての機能面については維持を図ります。 また、本施設は、市が委託するがん検診を実施するなど、地域住民の健康増進、地域医療を支えてきた医療施設であり、今後もその機能の維持を図ります。</p>	
行動方針に伴う行動計画	
<p>民間事業者にて同サービスが提供されていることから、医療施設としての機能が維持される民間事業者への譲渡も含めたあり方を検討します。</p>	
利用者等の意向把握	
<p>必要に応じて、貸付先であります医療法人の意向を把握し、適時調整を行います。</p>	
課題及び考慮する点	
<p>譲渡も含めたあり方の検討については、現在の貸付先である医療法人同愛会との十分な協議が必要です。</p>	
備考	

